

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○特定非営利活動促進法の施行に
関する条例施行規則の一部を改
正する規則

(NPO活動推進課)

一

○埼玉県青少年健全育成条例施行
規則の一部を改正する規則

(青少年課)

三

○埼玉県立特別支援学校管理規則
の一部を改正する規則

(県立学校人事課)

三

告示

○特定非営利活動法人の設立に係
る公告

(南西部振興)

三

○ ” ” (東部振興)

四

○ ” ” (” ”)

四

○ ” ” (NPO活動推進課)

四

○特定非営利活動法人の定款の変
更に係る公告

(” ”)

五

○特定非営利活動法人の設立に係
る公告

(” ”)

五

○特定非営利活動法人の設立に係
る公告 (NPO活動推進課)

○大規模小売店舗の変更に關する
公示 (商業支援課)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○神扇落悪水路土地改良区の役員
就任届 (春日部農林)

○さいたま都市計画公園の変更に
係る図書の写しの縦覧 (公園課)

○上尾都市計画下水道事業の事業
計画の変更認可(下水道課)

○建築士法第十五条第一号及び第
二号に掲げる者と同等以上の知
識及び技能を有する者 (建築指導課)

○開発行為に関する工事の完了公
告 (” ”)

○埼玉県収納代理金融機関につい
ての告示の一部改正 (出納総務課)

○開発行為に関する工事の完了公

告 (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

告 (飯能県土)

○県道深谷嵐山線の区域の変更

○ ” ” (東松山県土)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○県道羽生栗橋線の道路の区域の
変更 (行田県土)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

○ ” ” (” ”)

規則

特定非営利活動促進法の施行に關する条例施行規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十二号

特定非営利活動促進法の施行に關する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に關する条例施行規則(平成十年埼玉県規則第九十
一号)の一部を次のように改正する。

第十八条を第十九条とする。

第十七条中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第十八条とす
る。

第十六条中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第十七条とする。
第十五条第一項中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項第一号中「磁
気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確

実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)[を「磁気ディスク等」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十二条とする。第十條中「第四十条において準用する民法第八十三条」を「第三十二条の三」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条第二項中「第四十条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十七条第二項」を「第三十一条の八」に改め、同条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条第一項中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(社員の表決における電磁的方法)
第三条 条例第三條第一項第二号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二号中「第12条」を「第13条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第三号中「第3条」を「第4条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第四号中「第4条」を「第5条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、同様式の備考4(3)中「において準用する民法第51条第1項の設立の時の」を「に規定する」に改める。

様式第五号中「第5条」を「第6条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第六号中「第7条」を「第8条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第七号中「第8条」を「第9条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第八号中「第8条」を「第9条」に、「清算人就職届出書」を「清算人就職届出書」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第九号中「第9条」を「第10条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十号中「第10条」を「第11条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十一号中「第11条」を「第12条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十二号中「第12条」を「第13条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十三号中「第13条」を「第14条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十四号中「第14条」を「第15条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十五号中「第15条」を「第16条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十六号中「第16条」を「第17条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十七号中「第17条」を「第18条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十八号中「第18条」を「第19条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十九号中「第19条」を「第20条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二十号中「第20条」を「第21条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二十一号中「第21条」を「第22条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第二十二号中「第22条」を「第23条」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十一号中「第11条」を「第12条」及び「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

様式第十二号中「第13条」を「第14条」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定及び様式第二号から様式第十一号までの改正規定(「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

埼玉県知事

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県規則第九十三号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十八年埼玉県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中「埼玉県知事 様」を「(あて先)」に改める。

埼玉県知事

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正前の埼玉県青少年健全育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十一月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第三十一号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「伝染病」を「感染症」に改める。
別表埼玉県立毛呂山養護学校の項の次に次のように加える。

埼玉県立上尾 かしの木特別 支援学校	小学部	六年	学校教育法に規定する学齢 児童で知的障害のある者
	中学部	三年	学校教育法に規定する学齢 生徒で知的障害のある者
高等部	三年	九〇	中学部を卒業した者又はこ れに準ずる者

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千五百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

申請のあった年月日

平成二十年十一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オレンジバグ
三 代表者の氏名
星野 礼子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市関沢二丁目十三番三十号

五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・者が住み慣れた地域社会で地域の人たちと共に働き生活できるように支援し、障がい児・者とその家族が安心して暮らせる街づくりを進めることを目的とする。

埼玉県告示第五百三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年十一月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハナミズキ介護サービス

三 代表者の氏名
高橋 光江

四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市氷川町二千七百七十八番地二

五 定款に記載された目的
この法人は、草加市を中心とした近隣地域の高齢者に対し、個人の尊厳を大切にしながら認知症ケアの事業を通して毎日の楽しみと生き甲斐を提供します。そして、ご家族の方々には、介護の心配なく安心して就労していただくことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造し、福祉の増進に寄与することを目的としています。

埼玉県告示第五百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年十一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アルドルスポーツアカデミー

三 代表者の氏名
莊子 敏一

四 主たる事務所の所在地
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏三千二百五十五番地一

五 定款に記載された目的
この法人は、スポーツを通して、あらゆる人がスポーツに親しみ、身体的、心理的、社会的な素養の育成を図り、共に競技出来る楽しさと喜びをひろげ、一人ひとりが輝く社会の実現を目的とする。

埼玉県告示第五百三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年十一月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人そよかぜ

三 代表者の氏名
伊藤 博明

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家一五八番地四(四〇八)

五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉大学キャンパス内にある異文化共生型保育施設「そよかぜ保育室」の運営を中心に活動しつつ、国際交流、大学と地域との交流、

保育・教育の研究を促進し、社会福祉の向上と、世界の恒久的平和の創出に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第五百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひな

三 代表者の氏名

小林 信久

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区平林寺四七

二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、回復途上の精神障害者が自らの課題を自覚し、自律的な生活ができるよう、生活訓練、コミュニケーション訓練等を実施・支援し、障害者の保健福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人NP

O医療用専門カッラ1082

(変更後) 特定非営利活動法人NP

O福祉・医療用専門カッラ支援センター

一 代表者の氏名

白井 昌子

二 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区上大久保五一

九番地一 号埼玉県浦和・大久保合同庁舎一 号館内

五 定款に記載された目的

この法人は、頭髮の脱毛した方々の、心の内面的閉塞感又外面的容姿に対し自信を自覚するよう、カッラの施術でサポートを行い、学校又は社会に復帰し社会貢献に寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第五百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人藍建築工房

本間 香

四 主たる事務所の所在地

埼玉県告示第五百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人藍建築工房

本間 香

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区太田窪一八五

〇番地一五

方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本太学童クラブ

三 代表者の氏名

高萩 直子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区本太二丁目二六番二六号

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営のもと、年齢の異なる小学校児童が、指導員と共に遊びや文化活動などの行事に取り組みながら生活の自主的規律を通して豊かな仲間集団を育み、子どもらしい生き活きとした放課後及び学校休業日を過ごせる環境を創ることを目的とする。

平成二十年十一月八日

二 届出年月日

平成二十年十一月七日

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十一日から平成二十一年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月二十一日から平成二十一年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

蓮田椿山ショッピングセンター

蓮田市椿山二丁目百二十四の三十六、二百十六の五百五十五、五百六十三、

六百三十九

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の位置及び数

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所

出口 位置 図面省略 数 一箇所

ハ 変更年月日

埼玉県告示第千五百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ三芳店

入間郡三芳町大字藤久保二百六十三の三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更

(変更前)

みずほ信託銀行株式会社 取締役社長 衛藤 博啓
東京都中央区八重洲一丁目二番一号

(変更後)

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中 隆史
東京都中央区八重洲一丁目二番一号

ハ 変更年月日

平成二十年六月二十六日

二 届出年月日

平成二十年十一月七日

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十一日から平成二十一年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月二十一日から平成二十一年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

一 届出の概要等

埼玉県知事 上田 清 司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラック三芳店

入間郡三芳町大字藤久保二百六十三番の三

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 四六台

(変更後) 位置 図面省略 二七台

ハ 変更年月日

平成十九年十月二十日

二 届出年月日

平成二十年十一月七日

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十一日から平成二十一年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月二十一日から平成二十一年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、神扇落悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十三号、昭和三十二年埼玉県告示第千三百七号、昭和三十六年埼玉県告示第百三十六号、昭和三十九年埼玉県告示第百三十八号、昭和三十二年埼玉県告示第六百三十二号、昭和三十二年埼玉県告示第四百四十一号、昭和三十二年埼玉県告示第九百六十六号、平成元年埼玉県告示第九百六十二号、平成三年埼玉県告示第五百七十五号、平成五年埼玉県告示第二百二十三号、平成九年埼玉県告示第四百十六号、平成十一年埼玉県告示第五百八号、平成十三年埼玉県告示第二百五十四号、平成十五年埼玉県告示第九十三号及び平成十八年埼玉県告示第二百八十三号の事業地

埼玉県告示第千五百四十九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第三号に規定する同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、平成二十年十一月二十八日から施行する。

平成二十年埼玉県告示第八号(建築士法第十五条第三号による知識及び技能を有する者)(以下「旧告示」という。)は、平成二十年十一月二十七日限り、廃止する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 次に掲げる学校において、平成二十年国土交通省告示第七百四十三号(以下「第七百四十三号告示」という。)の第一に規定する科目(以下「第一号指定科目」という。)を修めて卒業した者

- ハ 合流
 - ハ 取用の部分
 - (1) 変更なし
 - (2) 使用の部分
 - 変更なし
- に上尾市大字上字大久保、熊野及び谷通、大字西門前字吉田、大字南字吉田、大字上尾村字吉田及び吉田前、大字原市字十七番耕地及び十九番耕地、大字壺丁目字上原、字宮前、字愛宕前、字新田前、字中及び字東原、大字川字新田及び藪辻、大字地頭方字谷畑及三塚、大字向山字新田、大字向野字新田、大字小敷谷字原通及び字木戸、大字今泉字台下及び字稲荷前並びに大字大谷本郷字北久保を加える。

イ 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校
 ロ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校
 二 次に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専修学校又は各種学校において、修業年限が二年以上で第一号指定科目を修めて卒業した者
 イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校
 ロ 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校
 三 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
学校教育法による大学又は高等専門学校	第一号指定科目。この場合において、第七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。	一年
第一号指定科目。この場合において、第七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。	第一号指定科目。この場合において、第七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。	二年
第一号イ又はロに掲げる学校	第一号指定科目。この場合において、第七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。	一年
第二号イに掲げる学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号(以下「第七百四十四号告示」という。)の第一に規定する科目(以下「第二号指定科目」という。この場合において、第七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。)	二年
		四年

(注) 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)

四 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による中学校	二年	第一号指定科目。この場合において、第七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。	一年
	一年	第一号指定科目。この場合において、第七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。	二年
学校教育法による中学校	二年	第二号指定科目。この場合において、第七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	四年
	一年	第二号指定科目。この場合において、第七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。	五年

五 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による中学校	三年	第一号指定科目。この場合において、第七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。	一年
	二年	第一号指定科目。この場合において、第七百四十三号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。	二年
学校教育法による中学校	三年	第二号指定科目	三年
	二年	第二号指定科目。この場合において、第七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	四年
学校教育法による中学校	一年	第二号指定科目。この場合において、第七百四十四号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。	五年

(注) 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

六 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十七条の十八に規定する建築設備士

七 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧告示第一号から第三号まで又は第七号から第九号までに掲げる課程を修めて卒業した者であつて、施行日前の建築に関する実務の経験年数が、これらの課程に応じて旧告示で定める建築に関する実務の経験年数に満たないものうち、施行日前のその者の建築に関する実務の経験年数に、施行日以後のその者の建築実務の経験年数を合算した年数が、旧告示第一号から第三号まで又は第七号から第九号までに掲げる課程に応じて旧告示で定める建築に関する実務の経験年数以上となるもの

八 施行日前に旧告示第四号から第六号までに掲げる課程を修めて卒業した者

九 施行日前から引き続き旧告示第一号から第三号まで又は第七号から第九号までに掲げる課程に在学していた者であつて、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業したもののうち、施行日以後のその者の建築実務の経験年数が、旧告示第一号から第三号まで又は第七号から第九号までに掲げる課程に応じて旧告示で定める建築に関する実務の経験年数以上となるもの

十 施行日前から引き続き旧告示第四号から第六号までに掲げる課程に在学していた者であつて、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業したもの

十一 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

埼玉県告示第五百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の発行行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十月二十日

指令杉整第一八〇二〇四一号

二 検査済証番号

平成二十年十一月十七日第五十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字上川崎字天神脇

六一七一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町桜田五丁目二三一六

本多工業株式会社

代表取締役 本多 良夫

埼玉県告示第五百五十一号

昭和五十九年埼玉県告示第五百三十号

(埼玉県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十年十一月二十五日から施行する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

る。

二口中「埼玉県内」を「国内」に改め

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年十一月七日

指令飯整第一九〇〇〇七三号

二 検査済証番号

平成二十年十一月十三日

飯整第二〇〇〇二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字大類字神明台八

九五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字大類八九五番地

五

野原 聡

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

一 道路の種類 県道

二 路線名 深谷嵐山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
	比企郡嵐山町大字広野字下郷一〇九二番一地先から同郡同町大字広野字下郷一〇二番四地先まで	区 間
	八・〇〇〇 一〇・五〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	九〇・〇〇	延 (メートル) 長
	地方特定道路(改築)整備工事による。	備 考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	比企郡嵐山町大字菅谷字西側四〇三番地先から同郡同町大字菅谷字西側四二五番一地先まで	区 間
	七・〇八〇 一四・八四〇	敷地の幅員 (メートル)
	八六・六一	延 (メートル) 長
	自転車歩行者道整備工事	備 考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ熊谷線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	比企郡嵐山町大字菅谷字東側一三四番一五地先から同郡同町大字菅谷字東側一四四番二地先まで		七・〇八 一四・八四	八六・六一	自転車歩行者道整備工事
旧			九・八八 一四・八四		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	比企郡嵐山町大字平沢字後谷六九一番一地先から同郡同町大字志賀字水境一七八五番一地先まで		一四・〇〇 四〇・〇〇	九三九・八〇	道路改築工事による。
旧			二一・五〇 四〇・〇〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百五号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

- 一 許可番号
平成二十年六月二十三日
第二〇〇〇一五〇号
- 二 検査済証番号
平成二十年十一月十三日
第二〇〇〇八八号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡吉見町東野一―一六―一七、
一―一六―一八

- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡吉見町東野一―一五―二
馬橋 朝二

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百五号)第三十六条第三項の規定により、次

で、公告する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

許可番号
平成二十年六月十六日
第二〇〇〇〇九一号
検査済証番号

平成二十年十一月十四日
第二〇〇〇八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡吉見町中新井字神明町九九〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字田甲一九〇六
小林 晃佳

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十六号

埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号)第五十六条の三第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第五号	平成二〇年十一月二三日	秩父郡長瀨町大字長瀨字坂汐五五一番一五、字馬内五七三番一	五・〇〇	三〇・五三	大里郡寄居町大字桜沢八八八番地 大島不動産株式会社 代表取締役 久志本 秀人

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢郁一郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生栗橋線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	北埼玉郡大利根町大字北下新井字野中二〇六番一地先から同郡同町大字北下新井字野中一九六番一地先まで		九・〇〇	一二七・〇〇	平成十九年十月十六日付け埼玉県告示第六十七号で設置した仮設橋の撤去
新A	北埼玉郡大利根町大字北下新井字野中二〇六番一地先から同郡同町大字北下新井字野中一九八番一地先まで		八・五〇	七九・三〇	
旧B	北埼玉郡大利根町大字北下新井字野中二〇六番一地先から同郡同町大字北下新井字野中一九八番一地先まで		九・五〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 南 沢 郁一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
羽生 栗橋線	北埼玉郡大利根町大字北下新井字野中一九七番一地先から同郡同町大字北下新井字野中一九七番二地先まで	平成二十年十一月二十一日	延長二五・八〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
中井 松伏線	吉川市大字上笹塚字苗間通三八番二地先から同市大字川藤字前新田三五六四番一地先まで	平成二十年十一月二十一日	平成二十年三月二十五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号で変更した区域の供用開始である。 延長四〇・一五メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

平成二十年五月十六日

指令杉整第二〇〇〇一七〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月十三日

杉整第一一八三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字高須賀

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市南三一一一七

赤城 啓一

北葛飾郡鷲宮町大字西大輪一三九三

一五一一〇一

赤城 孝行

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

二八―八、―九

平井 順一

- 一 許可番号
平成二十年十一月十一日
指令杉整第二〇〇〇九八一号
- 二 検査済証番号
平成二十年十一月十七日
杉整第一一八七一—号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡宮代町字金原四五五—一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南埼玉郡宮代町字金原三二—
関根 敦

埼玉県教委告示第四十四号
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条に規定する博物館登録原簿に次の博物館を登録した。

- 平成二十年十一月二十一日
埼玉県教育委員会委員長
高橋 史朗
- 一 登録年月日
平成二十年十一月十三日
- 二 登録番号
埼玉第二十三号
- 三 設置者の名称
財団法人東日本鉄道文化財団
- 四 名称
鉄道博物館
- 五 所在地
さいたま市大宮区大成町三丁目四十番
- 七番

埼玉県監査委員告示第14号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成19年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年11月21日

- 埼玉県監査委員 春 日 敏 彦
- 埼玉県監査委員 米 田 正 巳
- 埼玉県監査委員 樋 口 邦 利
- 埼玉県監査委員 小 島 信 昭

平成19年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県有財産の管理と活用について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘1】 県有財産を管理する台帳の整備について	県有財産を管理する台帳については、財務情報の整備を行なうとともに、全管理資産一体での管理を実現すべく、電子データ化や登録形式の統一化を進めていく必要がある。	新公有財産システムの開発等、公有財産管理台帳の整備や見直しを進める際、施設の特性や必要性に応じ、財務情報の整備及び電子データ化を進める予定である。 また、電子データ化された施設に係る情報については、全庁的に共有化を図るとともに、登録形式については、道路等社会資本と庁舎では構造等が異なることを踏まえ、各施設の管理に適したデータの整理をするとともに、データベース間の整合方法を検討する。	管財課
【指摘2】 中長期的な財政計画への位置づけについて	将来発生が予測される大規模修繕費用については、まずは、個々の施設の長期修繕計画の作成のみならず、県有資産全体での将来に亘る修繕コストを把握し、最適な修繕費用の配分を検討することが重要である。このためには、各部署からの提言を一元的に把握するとともに、アセットマネジメントの導入を含めた、県有財産の有効活用に向けた改革を進めることが重要である。 その上で、将来予測される修繕費用を、早期に見積り長期の財政計画に位置づけ、財源の手当を確実に実行していくべきである。 また、修繕が集中し、資金が不足するような事態に備え、基金への積み立てなども含めて検討すべきである。	県全体の将来にわたる修繕コストの把握と最適な配分については、現在、橋梁、排水機場等を始めた県有社会資本の中長期管理計画の策定を進め、今後の維持管理コストの把握に努めている。 また、庁舎施設等の修繕については、予算の集中化を行い修繕コストの削減に努めていくとともに、多額の予算措置を要する大規模な庁舎施設等の長期の修繕計画の作成には、財政状況を勘案しながら取り組んでいく予定である。 今後、これらの取組を進める中で、財政状況を踏まえながら県有財産の計画的な修繕を進め、コストの削減と年度平準化に努めていく。	管財課
【指摘3】 修繕履歴を記録する管理台帳の整備について	財務情報の整備と電子データ化を進める中で、特に修繕を実施した際にも管理台帳のデータを更新し、修繕履歴をデータベース化して管理することが必要である。 そして、このような管理台帳のデータベース化を実施していく場合、各部署が独自にシステム開発及び運用ルール作りをするのではなく、部署間でデータを相互利用することを想定し、一体となって推進していくことが有益である。	電子データ化した公有財産管理台帳においては、修繕履歴等を反映したデータ更新を行う予定である。 また、システム開発及び運用ルールの作成・変更については、関係部局間で調整のうえ取り組んでいく。	管財課

平成19年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘4】 社会経済環境と県民ニーズに適合しなくなった計画の適切な見直しについて	県有財産の管理と活用に係る計画の見直しにおいては、その事業目的が社会経済環境と県民ニーズに適合しなくなったものについては、当初計画を明確に廃止し、新たな活用方法の推進に注力すべきである。その際には、新たな活用方法をいつまでに決定するのかを公表し、いたずらに長期間県有財産が遊休化することのないよう留意すべきである。	県有財産に係る当初計画の廃止や新たな活用方法については、県有財産管理の観点からだけでなく、政策的や地元市町村の意向も含め慎重に検討する必要がある。 このため、県有財産の新たな活用方法を決定する期限を公表することについては、一律に行うことは難しいので、事案ごとに判断していくこととし、県有財産が長期間遊休化することのないよう努めていく。	管財課
【指摘5】 排水機場の修繕計画の策定について(河川)	排水機場の設備取替更新を含む維持管理費用について、財源の検討も含めた維持管理にかかる中長期計画の策定スケジュールを明確にすべきである。 また、全体として多額の経費が予想されることから、維持管理にかかる長期修繕計画の策定に当たっては、各設備の最低限維持すべき機能について精査を行い、効率的で効果的な修繕計画の策定に努めるべきである。	埼玉県の排水機場は、老朽化が進み、今後維持管理や更新には莫大な金額と時間がかかることから、平成20年5月に「埼玉県排水機場維持管理計画検討委員会」を設立し、同年7月に、排水機場を経済的かつ効率的に維持するため、今後20年間にわたる排水機場の設備の点検・整備・更新の維持管理方針を定める「排水機場維持管理計画」を策定した。	河川砂防課
【指摘7】 中長期的な財政計画への位置づけについて(さいたまスーパーアリーナ)	さいたまスーパーアリーナの修繕費用については、財政的な裏付けがなく、その他の県有財産の修繕費用と合わせ、将来の県財政にとって潜在的なリスクとなる。 従って、県有財産全体の修繕費用を長期の財政計画に位置づけ、財源の手当を確実にし、必要な修繕等を行うことが必要である。 運営会社である株式会社さいたまアリーナからの負担金収入については、一般会計での一般財源とするのではなく、将来の修繕のために修繕積立金として保持する等の方法で確保すべきである。 また、中長期修繕計画やその財源については、極めて特殊な施設である上に長期に亘る予測が必要となるため、県有資産マネジメント会議における重要テーマの1つとして、部局横断的に十分な検討を加え、慎重に内容を精査すべきである。	株式会社さいたまアリーナからの負担金収入については、その性格を十分に認識し、必要な修繕費を毎年度確保するよう努めていく。 また、中長期修繕計画については、既に計画を定め実施しているところであるが、県有資産を総合的に統括する「県有資産マネジメント会議」において、更に修繕内容を慎重に精査するとともに、コスト削減と年度準化に努めていく。	新都心事業調整課

平成19年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘8】 中長期的な財政計画への位置づけについて(埼玉スタジアム2002)	埼玉スタジアムは、中長期修繕計画の策定とその財源の確保が必要である。しかし、中長期修繕計画が作成されていなかった。また、将来必要とする大規模修繕費用をいかに確保するかという財源の長期計画は用意されていない。 県有資産マネジメントのモデルとして、財源の手当てと一体となった中長期修繕計画の策定が必要となる。	平成18年度に過去の稼働・修繕実績を踏まえ、今後30年間の概算修繕費を算出した。平成19年度は、調査内容の精査及び修繕費総額の圧縮、財源に合わせた平準化を行い、平成20年3月に「埼玉スタジアム2002公園 中長期修繕計画」を策定した。	スタジアム管理室
【指摘10】 期限を設けた対応策の検討及び今後の基本的な対応策について	旧高等学校跡地については、次の2点について考慮すべきである。 ①期限を設けた対応策の検討 いつまでに利用方法を決定するかについて、期限を設定し、期限までに利用方法が決定できない場合、建物の取り壊しなども含めた抜本的な解決を図るべきである。 ②今後の基本的な対応策 今後は閉校を決定した時点で、直ちに閉校後の跡地利用の検討を開始し、閉校後速やかに、少なくとも跡地の利用方法の決定に関する期限などの全体計画を、県有資産マネジメント戦略と連携して決定すべきである。	① 利用方法の検討については、県有資産有効活用等の観点から、個々の案件の状況を勘案し、概ねの目標の期限を設定することとする。また、その期限に至っても利用の見込みがない場合には、県有資産マネジメント戦略と連携し、抜本的な検討を行う。 ② 今後は閉校を決定した時点で検討を開始し、跡地の利用方法を決定する期限等について、県有資産マネジメント戦略と連携して速やかに決定するよう検討を進めていく。	財務課
【指摘11】 県有財産の網羅的な現況調査の実施について(公有財産台帳)	県有財産の現況調査を網羅的に実施し、保有資産の洗い出しを行い、台帳への未登録物件、未登記物件、未利用地(売却が可能な資産)の発見、賃貸借地の洗い出し等により、台帳上の記録の正確性を確保すべきである。 なお、膨大な県有財産について現況調査を一時に全て実施することは実務上困難であるため、一定期間(例えば5年間)で県有財産全体を網羅するようなスケジュールを組み、循環的に実施していく方法等が考えられる。	県有財産については、新公有財産システムの開発に伴い、その稼働までに現況調査等を網羅的に実施し、台帳への未登録物件等があれば順次追加する。 また、台帳の正確性を保つため、定期的に財産の確認、更新を進める予定である。	管財課

埼玉県監査委員告示第15号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成18年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年11月21日

埼玉県監査委員 春 日 敏 彦
 埼玉県監査委員 米 田 正 巳
 埼玉県監査委員 樋 口 邦 信
 埼玉県監査委員 小 島 利 昭

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：博物館施設に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
物品の管理について	高額の博物館資料は重要物品としての管理と収蔵資料としての管理の二重管理となっている。博物館資料については、重要物品としての管理を廃止する方が責任の明確化と業務効率化の観点から望ましい。	財務規則に基づく重要物品としての管理を廃止することは適当でないため、責任の明確化と業務の効率化を図る観点から、実際の管理を行う学芸員が資料台帳を作成するとともに、財務規則に基づく備品台帳も作成し、総務担当とともに共同で定期確認を行うよう事務を改善した。さらに、資料管理の責任者を学芸員として責任の明確化を図った。	各県立博物館 生涯学習文化財課

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号(代表) 〇四八―八二四―二二二一
埼玉新聞社 〒330-0801 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)